

入札募集情報

令和5年4月25日公告

物件番号	西はりま第8号
物件名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入
納入場所	佐用郡佐用町円應寺233番地 佐用消防署
納入期限	令和6年3月25日(月)
担当課	西はりま消防組合 佐用消防署
業務概要	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1台
入札参加資格 (全項目に該当する者)	<p>① 登録要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日から入札参加申込期間終了までに令和4・5年度西はりま消防組合の入札参加資格名簿(物品・役務)に登録がある者 <p>② 住所要件</p> <p>無</p> <p>③ 実績要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月以降において、官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))又は建設業法施行規則第18条に規定する法人)に災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を納入した実績を有する者(※入札参加申込時に納入実績調書必要) <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日から開札日までの間、西はりま消防組合、構成市町又は兵庫県から指名停止を受けていない者 ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りでない。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、契約等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
予定価格	事後公表
最低制限価格	無
入札方法	郵便方式(事前審査型)

入札参加申込 (郵送)	期間	令和5年5月12日(金)までに必着 〒671-1692 たつの市揖保川町正條279番地1 西はりま消防本部総務課
	①申込書類 ・一般競争入札参加申込書(別紙1) ・納入実績調書(別紙2)及び契約書(写し)添付 ②同封物 ・入札参加資格確認結果通知書及び入札書を郵送する専用封筒を送付するため、 <u>140円切手を貼りつけた角形2号の封筒1部</u> ・入札に関する仕様書をデータ提供しますので <u>メールアドレスが分かる名刺等</u>	
仕様書の配布	メールにてデータ提供	
入札参加資格確認結果通知書の送付	令和5年5月15日(月)に発送	
入札に関する質問	期日	上記通知書の交付から令和5年5月18日(木)16時まで
	方法	質問書(別紙3)により、西はりま消防本部総務課 (Fax0791-72-6119)へFax送信(送信後に確認の電話必要)
質問に対する回答	期日	令和5年5月22日(月)
	方法	西はりま消防組合ホームページに掲載
入札書提出方法等	郵便方式(<u>専用封筒を使用し、書留郵便にて期間内に龍野郵便局必着</u>) ①提出(同封)書類 ・入札書(別紙4を糊付けした任意の別封筒に封入封かん) ・積算内訳書(様式任意) ②提出期限 令和5年5月31日(水)まで	
入札(開札)	日時	令和5年6月1日(木)10時30分予定
	場所	西はりま消防本部3階
	立会(任意)	代表者以外が立会いする場合は、委任状及び立会者の身分証明書を持参すること。
同額入札の場合の落札決定	開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、入札者本人又は代理人(委任状が必要)が、その場でくじ引きにより落札者を決定する。 ただし、同額入札者(代理人)の一部又は全員が入札会場にいない場合は、令和5年6月2日(金)10時30分から西はりま消防本部においてくじ引きを実施し落札者を決定する。 なお、くじ引きに参加できない同額入札者(代理人)があるときは、当該入札事務に関係のない消防本部職員が代わってくじを引くこととする。	

保証金	入札保証金 / 契約しようとする金額の5%以上 ただし、契約規則第12条に該当する場合は免除
	契約保証金 / 契約金額の10%以上 ただし、契約規則第30条に該当する場合は免除
支払条件	前金払 / 無
	部分払 / 無
現場説明会	無
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令等、入札に関する条件を熟知のうえ入札に参加のこと。 ・ 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出、発注者への報告等を怠ったときは、指名停止の対象となる。 ・ 別紙「入札に関する注意事項」参照
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札執行回数 2回以内 ・ 本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

(別紙2)

納入実績調書		商号又は名称	
工事名称等	物件名		
	発注者名		
	納入場所		
	契約金額		
	納期	年 月 日 ~ 年 月 日	
物件概要等 (入札参加資格において、指示されたものがある場合は、特に関連事項について詳細に記入のこと)			
特記事項 (入札参加資格において、指示されたものがある場合は、特に関連事項について詳細に記入のこと)			

※ 入札参加資格に適合する物品について記入し、納入実績を証する書類（契約書又は契約履行証明書等の写し）を添付のこと。

※ 入札参加資格を満たす物件の概要等の内容が確認できる特記仕様書等の写しを添付のこと。

物件（業務）番号	西はりま第8号
----------	---------

入 札 書

物件（業務）名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入

納入（履行）場所 佐用郡佐用町円應寺233番地1 佐用消防署

入札金額 ¥ (税込み)

上記物件については、西はりま消防組合契約規則（平成25年規則第31号）、契約条項その他関係書類、現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和5年6月1日

西はりま消防組合

管理者 山本 実様

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(別紙3)

質 問 書

社名			
担当者			
電話		FAX	
E-mail			

【質問】

件名	西はりま第8号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入

別紙4

入札書の送付方法

封筒オモテに、下記様式(キリトリセン内)を貼りつけてください。

キリトリセン

〒671-1692

兵庫県たつの市揖保川町正條279番地1

西はりま消防本部 総務課 宛

入札書在中

①	物件番号	西はりま第8号	消防組合受付印 何も記入しないでください。
②	開札日	令和5年6月1日	
③	商号または名称		
④	代表者氏名		

③④は入札参加者が必ず記入すること。

※必ず簡易書留で提出すること。

委任状

私は、_____を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

_____の
入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

西はりま消防組合
管理者 山本 実 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 辞 退 届

物件（業務）番号 西はりま第8号

物件（業務）名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入

上記工事（業務）について、入札参加資格の確認・指名を受けましたが、都合により辞退します。

令和 年 月 日

西はりま消防組合

管理者 山 本 実 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

入札に関する注意事項（物品）

西はりま消防組合

1 入札参加

入札参加者は、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、関係法令、地方自治法、同施行令、西はりま消防組合契約規則、その他指示事項を熟知遵守し信義誠実の原則を守り、住民の信頼を失うことのないよう努めなければならない。

- (1) 連合（談合）その他不正な行為を絶対行わないこと。
- (2) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- (3) 積算に当たっては、十分に調査、研究し的確な積算を行うよう心掛け、積算根拠の提出を求められても提出できるようにしておくこと。

2 入札

- (1) 入札書等の作成に当たっては、次の事項に留意のうえ作成し、記載誤り、押印漏れ、内容の不備等がある場合は、入札無効となるので十分注意すること。
 - ア 入札書等は、黒のペン又はボールペンで記入すること。
 - イ 入札書の入札者欄は、入札参加者の住所、商号又は名称、当該事業所の代表者職氏名（支店等で登録している場合は、必ずその支店長等の氏名を記入押印し、本社の代表取締役等の氏名は記載しない。）を記載し押印すること。
 - ウ 入札書の日付は、入札（開札）の年月日を記載すること。
 - エ 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印すること。ただし、入札金額の訂正は一切認めない。
 - オ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税込みの金額をアラビア数字で記載すること。
- (2) 入札参加者は、入札公告、入札参加資格確認結果通知書、設計図書等を熟覧のうえ、入札し、設計図書等に疑義があるときは、質問することができる。
- (3) 入札者は、入札参加の資格がない者を入札代理人とすることはできない。
- (4) 入札書を投かんした後において、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札に際しては、必ず入札価格決定に係る積算内訳書（任意様式）を同封すること。

- (6) 入札書の提出は、任意の封筒の表面に（別紙4）を糊付けし ①入札書、②積算内訳書を封入封かんし、それを当組合より送付した龍野郵便局留専用封筒に入れ、書留郵便にて提出期限までに必着させて下さい。1枚の封筒には、1件分の必要書類のみ封入すること。

3 入札の辞退（事前審査型一般競争入札・指名競争入札の場合のみ）

- (1) 入札を辞退される場合は、入札日の前日までに入札辞退届を郵送（普通郵便可）又は直接提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはありません。

4 入札の取消し又は執行中止

- (1) 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すこととする。
- (2) 天災事変等やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止する。
- (3) この場合において、入札者が損失を受けることがあっても、消防組合はその損害を補償しません。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札書等の必要書類が同封されていない入札
 - イ 入札書に記名押印のない入札
 - ウ 件名、入札金額、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載のない入札又は不明確な入札
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 予定価格を超える価格でした入札（予定価格を事前公表した場合）
 - キ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
 - ク 入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者がしたと認められる入札
 - ケ 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
 - コ 入札に関する条件に違反した入札

5 開札

- 代表者以外が立会いする場合は、委任状及び立会者の身分証明書を持参すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある場合など、契約の相手方として著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 事後審査型入札においては、開札の後、申込者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者の資格審査を行い、入札参加資格を満たしている場合は、落札を決定する。

資格審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、落札者が決定するまで、次順位者から順次資格審査を行う。落札者を決定した時は、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続きについて説明を行うので、通知を受けた者は、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。

7 予定価格の公表

落札者決定後に公表する。

8 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、担当者が指定する日時において再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果、落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- (3) 再度の入札に参加できる者は、1回目の入札において有効な入札をした者とし、1回目に参加しなかった者又は無効入札をした者は、参加できない。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日（決定日含む。）から原則7日以内に契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者が、所定の期間内に契約を締結しないときは、当該落札は効力を失うので注意すること。
- (3) 落札者が、落札決定から契約締結までの間に「入札参加の資格制限」又は「指名停止」を受けたときは、契約を締結しません。

10 議会の議決を必要とする契約の締結

- (1) 予定価格 2 千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いは、議会の議決を要するため、落札決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。
- (2) 仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、仮契約を締結した者が「入札参加の資格制限」又は「指名停止」を受けたときは、仮契約を解除し、本契約を締結しない場合がある。なお、仮契約を解除した場合、消防組合は一切の損害賠償の責を負いません。

11 契約の確定

契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定することとする。

12 契約保証金

落札者は、契約を締結しようとするときは、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、落札者が保険会社との間に消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を消防組合に寄託したときは、契約保証金の一部又は全部を納めなくてもよい。